

平成 22 年度第 1 回宇都宮市男女共同参画審議会会議録概要

日 時：平成 22 年 6 月 30 日（水）

場 所：市役所 議会棟 第 2 委員会室

1 日時：平成 22 年 6 月 30 日（水）午後 2：00～

2 場所：宇都宮市市役所 議会棟 3 階 第 2 委員会室

3 出席委員

山口委員，江連委員，菊池委員，小林委員，添田委員，武田委員，中村委員，平野委員，谷津委員，横松委員，小山内委員，坪山委員，石川委員，上澤委員

4 傍聴者

0 人

(議事次第)

1 開 会

2 宇都宮市男女共同参画審議会について（資料 1）

3 宇都宮市男女共同参画審議会副会長の選出について

4 議 事

・平成 21 年度男女共同参画の推進に関する年次報告について

(1) 第 2 次男女共同参画行動計画（参考資料 1・2，資料 2・3）

(2) 配偶者からの暴力対策基本計画（資料 4）

5 その他

6 閉 会

(配布資料)

資料 1：宇都宮市男女共同参画推進条例（一部抜粋）及び宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則（一部抜粋）

資料 2：平成 21 年度第 2 次男女共同参画行動計画の推進状況についての総合評価

資料 3：平成 21 年度第 2 次男女共同参画行動計画の推進に関する実績評価表（活動指標）

資料 4：平成 21 年度配偶者からの暴力対策基本計画の推進に関する実績評価表（成果指標・活動指標）

参考資料 1 第 2 次男女共同参画行動計画の体系表

参考資料 2 配偶者からの暴力対策基本計画の体系表

(議事内容)

委員

資料 2「平成 21 年度第 2 次男女共同参画行動計画の推進状況についての総合評価」において、DV 根絶に向けた取組として、「新たに DV 被害者の自立支援事業に着手するなど」という表記があるが、その事業内容について具体的に教えて欲しい。

また、資料 4「平成 21 年度配偶者からの暴力対策基本計画の推進に関する実績評価表(成果指標・活動指標)」の 3 頁に、活動指標として「相談機関等に相談した女性被害者の割合」35.8%の母数を教えて欲しい。

事務局

DV 被害者の自立支援事業については、加害者から離れ、精神的に少し安定してきた DV 被害者やその子どもを対象に行っている。臨床心理士などによる心身回復に向けたケアや、自助グループ活動、医師・弁護士などによる専門相談、IT 講座による就労支援などを行っている。また、支援者たちとの交流や遊びなどを通じて被害者の子どもの心のケアを図ったりしている。なお、同事業は、ウイメンズハウスとちぎの支援をいただきながら実施している。

「相談機関等に相談した女性被害者の割合」については、平成 19 年 1 月に本市が実施した「男女共同参画に関する意識調査」で把握した数値であり、母数は、DV 被害を受けたことがあると回答した女性 109 人である。そのうち 35.8%の方が相談機関等に「相談した」と回答している。

委員

事業者訪問とは、具体的にどのようなことを行っているのか。また、資料 2 の「基本目標ごとの目標値(成果指標)の達成状況について」のうち、基本目標Ⅱ「男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり」では、平成 21 年度の成果指標が 4.8%となっているが、その目標値はどこにあるのか。

事務局

事業者訪問では、宇都宮市内の企業に出向き、ワーク・ライフ・バランスの意義や取組の重要性について話し合ったり、訪問した企業のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組などについて聞き取りを行ったりしている。平成 20・21 年度の 2 か年で、計 66 の事業者を訪問した。

また、基本目標Ⅱ「男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり」の目標値は、同表の中段に表記しており、24 年度の目標値は 32%である。

委員

基本目標Ⅱ「男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり」の目標値は、どのような指標をもって設定したのかよく分からないので教えてほしい。

事務局

平成 18 年度に「男女共同参画会議 少子化と男女共同参画に関する専門調査会」が行った「少子化と男女共同参画に関する意識調査」において、既婚有業男性の 32%が仕事・家事・プライベートの両立を「希望」しているものの、実際に両立できている人は 7.8%であった。

計画策定当時、宇都宮市ではワーク・ライフ・バランスについての指標をとっていなかったため、「希望」している人が「実現」できるようにと、全国の数値ではあるが、32%に目標値を設定したところである。なお、平成 21 年度の 4.8%については、「第 42 回市政世論調査」から得られた数値である。

委員

国では、うつ病や自殺防止対策が問題になっている。企業も、社員のうつ病患者が増加しており、問題として抱えている。宇都宮市でも、他の部局において自殺防止対策などに積極的に取り組んでいると思うが、事業者訪問において、ワーク・ライフ・バランスの理念や重要性を伝えるだけでなく、他課と連携してうつ病や自殺防止対策の啓発にも取り組んでもらいたい。連携に向けて、他課とはどのような調整をしているのか。

事務局

自殺防止対策については、保健予防課が取り組んでいる。

ワーク・ライフ・バランスは、雇用・介護・子育て・自殺など、いろいろな問題と関係しており、ワーク・ライフ・バランスを推進することによって、様々な点において、良好な波及効果をもたらすことを伝えている。

委員

世の中の急激な変化によって、自殺予防対策は国としても大きな問題になっている。素晴らしい体系づくりをしている部署だからこそ、いち早く他課と連携して自殺防止対策も含めたワーク・ライフ・バランスの意識啓発に取り組む必要があるのではないかと。

事務局

労政部門においても、労働相談に取り組んでいるところである。

ご指摘の件については、男女共同参画行動計画に盛り込まれている事業ではないが、そのような必要性も感じているところであり、今後、関係課と調整しながら、どのようなこ

とができるのか考えていきたい。

会長

「内閣府仕事と生活の調和推進室」の資料によると、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むため、経済界、労働界、地方の代表者、関係会議の有識者らによって、平成 19 年 12 月 18 日、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたとある。その全体像を見ると、「しっかり働き、豊かに暮らせる社会」を目指して、数値目標などを設定している。

企業にとっても、ワーク・ライフ・バランスの推進は大切なことである。企業もその推進の必要性を認識しながらも、経済状況の急激な悪化で、なかなか進められない状況にある。事務局もワーク・ライフ・バランスの推進に苦慮されていることと思うが、とても重要な意識啓発であることから、今後とも取り組んでもらいたい。

さて、男女共同参画行動計画に加え、今年度から「配偶者からの暴力対策基本計画」の進捗状況についても審議することになったが、「配偶者からの暴力対策基本計画」について皆様からご意見があれば頂戴したい。

委員

これまでの年次報告は冊子形式であり、いろいろな頁をめくる必要があった。今年度から表形式となり、とても見やすく、分かりやすくなったと思う。

ところで、行政が数値目標を大切にしているのは十分理解できるが、DV 対策のように、対象者数は少なくとも柔軟な対応が求められる事業があると思う。

例えば、資料 4 の 4 頁「実効性のある自立支援体制づくり」では、これらの数値に至るまでの事務局の努力を伺い知ることができる。「被害者の居場所の整備」においては、延 358 人の方たちに対して、自立に向けてきめ細やかな支援を実施しているとある。この事業の実施にあたっては他の関係機関との調整など、相当の労力を要したと推測される。委員の 1 人として、「数値では見えてこない点もしっかりと評価している」ということを言いたい。

委員

数値についての考え方は、私も同意見である。

DV 被害者支援の現場では、被害者の安全や個人情報を守るという観点から、取組や数値を積極的に公表しづらいことがある。

公表できない事例としては、自立支援事業がある。被害者の安全を考えると、実施場所や時期などは公表できない。数値にはなかなか表せない実績についても評価いただきたいと考えている。

自立支援事業についてであるが、DV 被害者は、新しい地域とのつながりががないために孤立しがちである。被害者は、経済的にも精神的にも苦しく、今後の生活への不安から、夫

のところに戻ろうか、危険であると知りながらも住み慣れた地域に戻ろうか、という気持ちになる。そして、また、被害に遭ってしまう。

宇都宮市が自立支援事業に取り組むことによって、被害者の孤立を防げる。

今年 11 月に開催される「全国シェルターシンポジウム in 久留米」において全国に先駆けて宇都宮市と取り組んでいる自立支援事業を PR し、全国に広めていきたいと考えている。

会長

宇都宮市が平成 21 年度に「配偶者からの暴力対策基本計画」を策定したことはとても良かった。また、その事業内容について、ウイメンズハウスとちぎのように、現場で実際に活躍されている方々のご意見を反映したことが非常に大きかったと思う。

委員

年次報告は、非常にわかりやく見られるようになった。総合評価についても、他の委員のご意見と同感である。

さて、資料 4 の 4 頁の「(7) 被害者の自立に向けた各種情報の提供」についてであるが、DV 防止に向けた意識啓発や相談体制の整備だけではなく、このような各種生活支援に実践的な取り組みが求められていると思う。自立支援事業については、重点事業としてあげてもよいのではないかと考えている。

4 頁の「市営住宅優先入居における配慮」については、申込時の支援に限られているが、現実的には申込時だけの支援では終わらないことと思う。これからの課題として、何かしていかなくてはならないと思う。

ワーク・ライフ・バランスについてであるが、「ときめく未来へ参画会議」は◎の評価をいただいている。今年度も、実施に向けて実行委員会を立ち上げたところであるが、初めて実行委員になった方の中には、ワーク・ライフ・バランスを知らない方もいる。逆に言えば、男女共同参画に取り組むような方でも、まだ認知度が低い状況にあると言える。男女共同参画啓発誌「ぱーとなーしっぷ」を市内企業に配布したり、全自治会に回覧したりしているが、全戸に配布してもよいと思う。財政状況が厳しいことは分かるが、ワーク・ライフ・バランスの運動や認知度を高めるためにも、積極的に PR する必要があるのではないかと。

また、国際婦人会議を開催した際には、公務員が率先して市民や企業の手本になろうと、女性職員の幹部登用を働きかけた経緯がある。最近、文京区長が育児休暇を取得したが、自治体職員が育児休暇や介護休暇を積極的に取得してもらいたい。宇都宮市における育児休暇の取得状況について教えてほしい。

次に、審議会等への女性登用率については、目標値を 30%と定めているが、その実現に向けてどのような取組をしているのか。審議会等へは、各団体の長が出席することが多いため、男性の割合が高くなっているのが現状であると思うが。

事務局

市民や企業へのワーク・ライフ・バランスの理解・取組促進に向けて、広報紙や男女共同参画啓発誌「ぱーとなーしっぷ」などを活用しながら啓発に取り組んできたが、今後も様々な機会を捉えて効果的に周知・啓発を図っていききたい。

宇都宮市職員における育児休暇取得状況については、平成 13 年度に 1 名、16 年度に 1 名が取得している。

審議会等への女性登用率については、専門性の高い審議会や、地権者との兼ね合いから区画整理事業などの審議会等において、女性の割合が少ない傾向がみられる。

女性の登用率 30%の達成に向けて、今年 3 月末に、今後、女性比率を向上させるためにはどのようにしたら良いかについて全課へ投げかけた。女性登用に向けて各課からいただいたアイデアについては、全課に周知したところである。また、男女共同参画課長が、登用率の低い課に出向き、女性登用の重要性について説明するなど、働きかけを行っている。今後とも、女性登用率の向上にむけて、働きかけを行っていききたい。

会長

指標はもちろん大切であるが、指標にはなかなか見えにくいところも評価しているというご意見をいただいた。DV 被害者に対する定額給付金同等の給付事業の実施においては、ワンストップサービスに向けた配慮や制度設計など評価できることである。

(5 その他)

委員

「育児・介護休業法」が 6 月 30 日から施行され、「子育て中の短時間勤務制度」や「所定外労働（残業）の免除の義務化」、「父親の育児休業の取得促進」などが改正された。

100 人以下の企業については、法改正について猶予措置があるが、101 人以上については厳守しなければならない内容となっている。詳細については、栃木労働局まで問い合わせしていただきたい。

6 月 17 日に、長妻厚生労働大臣による「イクメンプロジェクト」の発足式が行われた。厚生労働省ホームページのトップのバナーをクリックすると、イクメン宣言をした方たちのメッセージをたくさん見ることができる。委員の皆様もぜひご覧いただきたいと思う。

委員

参考資料「性別役割分担意識の動向について」と関係してくるので、資料 2 の総合評価について意見を言いたい。

参考資料のグラフ 1「仕事と家庭の役割分担について（栃木県・経年変化）」は、いろいろな意味が含まれていると思う。性別役割分担意識に賛同する割合が増えているのは、栃

本県特有の動向ではなく、全国的な流れにあるのではないかと思う。

学生たちと意見交換するなかでも、例えば、夫婦別性の問題については、昔の考え方に賛同する学生と、反対する意見が半々である。この傾向を考えると、本県だけ意識が変わってきているとは考えられない。

また、設問項目を見ると、「男は仕事、女は家庭にいるのがよい」、「男女とも仕事をもち、家庭でも責任を分担するのがよい」、「男女の役割は固定せずに、男女どちらが仕事をして家庭にいてもよい」など、どれが一番望ましい答えなのか、設問項目そのものに揺れが生じやすい内容となっている。これに伴って、考え方そのものが変わってくるのではないか。社会規範がずれてくると、常識そのものが変わる。どの項目を回答すれば、意識向上が図られたと言えるだろうか。

これらを踏まえると、資料 2 の総合評価において、基本目標Ⅰ「男女共同参画についての理解を深める基盤づくり」では、性別役割分担意識の解消に向けた各種啓発事業に市民協働で取り組み、徐々に意識向上が図られている」とあるが、「意識向上」よりも「意識変化が図られた」という表記が適当ではないかと思う。

次に、資料 2「総合評価」の基本目標Ⅱ「男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり」には、「引き続き、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性について周知・啓発を行い、企業や市民の理解促進を図るとともに・・・」とあるが、周知・啓発するにあたっては、条件をつける必要があると思う。

そもそもワーク・ライフ・バランスとは何をすることか、一般市民には理解できていない。日ごろ、男女共同参画の意識啓発に取り組むなかで、そのような質問が多い。

「引き続き」の後に「男女共同参画の視点を明確にし」を入れる必要があるのではないか。

審議会において議論しなくてはならないのは、男女共同参画の立場で、ワーク・ライフ・バランスを捉えたときに、私たちは何をしなければならないのかについてであると思う。中には、はずした方がよい取組があるのかもしれない。男女共同参画の立場で捉えたワーク・ライフ・バランスが明らかになれば、みんなが理解し、振り向いてくれるのかもしれない。

基本目標Ⅲ「男女が互いを尊重し大切に社会づくり」については、DV相談件数が急増しているが、若い頃から DV 防止啓発に取り組む必要があると書いてある。若者におけるデート DV 被害の実態はどのようなのだろうか。デート DV を知っているのかどうか。私が関わっている限りでは、若い子たちの 20 人に 1 人くらいしかデート DV という言葉を知らない。知っているといってもその度合いに差がある。

課題として、若者たちへのデート DV 防止啓発に力を入れていくとあるが、若者たちだけでなく、「それぞれのライフステージに見合った DV 防止啓発」が大切であると思う。

委員

参考資料のグラフ1「仕事と家庭の役割分担について（栃木県・経年変化）」については、「男女とも仕事をもち、家庭のことは女性が責任をもつのがよい」が左側で、「男女とも仕事をもち、家庭でも責任を分担するのがよい」が右側にあった方が、分かりやすかったと思う。

グラフ3「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」の考え方への賛否では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という1つのパターンしか聞かれていないので、よく分からない。

グラフ4「夫婦間の役割分担についてどう思うか（栃木県・男女別）」についても、ワーク・ライフ・バランスは何ですかという理解の問題があって、自分の家庭における役割分担についてのどう思うか、という設問になっている。当然、年配の方にすれば、「男性は仕事、妻は家庭」という考え方について満足しているだろうし、最近の若い世代について見れば、妻も仕事をしているので、不満が募っていると見ることもできる。

端的に言えば、男性の意識改革ができていない。男性の意識は、「今、生活が苦しいから妻にも働いてもらいたいし、子育てや家庭のことは女性が得意だからこれもお願いしたい」と読み取れるのではないだろうか。男性の意識変化を求める啓発に重点を置いた方が良いと感じる。

設問項目が曖昧のため、県と全国との意識調査に差が生じたのであり、県民特有の動向ではないと感じる。

委員

21年度はサブプライムローンやリーマンショックをきっかけに経済状況の急激な変化があった。同じように右肩上がりの経済状況のなかでアンケート調査を実施すれば、また違った意識変化が見られたのかもしれない。派遣社員として働いている人が、派遣切り直後にアンケート調査を受ければ、回答内容も変わると思う。20代女性が保守化の傾向にあるというが、私は21年度の調査結果がすべてであるとは思わない。経済状況が同じようななかで、設問を変えて比較する必要があると思う。

委員

30歳の息子は家庭科を学習しており、若い世代の意識は違うなど感じている。息子は、家事は男性も当然やるべきだという意識を持っている。

また30代後半の男性教諭が、「今日は夕飯をつくる当番だ」といった話をしているのを聞くと、徐々に男女共同参画の視点に立った教育の効果が現れてきているのではないかと思う。

中学2年生になると「宮っこチャレンジ」で職業体験をするが、先日、中学校2年生に「自分が主張したいこと」を自由に書かせたところ、子どもたちが将来の職業に対して強

い不安を感じていることが分かった。ある学級では、3分の1が自分のこと、3分の1はこれからの地球のこと、3分の1は将来の職業の不安について書いていた。

また、最近、女子学生が将来「専業主婦」を希望する割合が増えたという新聞記事を読んだが、子どもたちが、将来の職業に対して夢を持ってない状況になっていると思う。

委員

小学校1～6年生では、その発達段階に大きな差がある。特に5・6年生については、思春期に入る頃で、男の子は男の子同士で、女の子は女の子同士で固まる傾向にある。男と女は違うという意識が強くなるのがこの時期である。男女共同参画教育参考資料「かがやき」を使った男女共同参画教育や家庭科の授業は、5・6年生で学ぶ。夫婦の役割分担については5・6年生でも理解できないこともあるが、このような時期に学ぶことはとても良いと思う。これから大人になっていくうえで、男女共同・男女平等という考え方を学ぶ大切な時期であると考えている。

「配偶者からの暴力対策基本計画」についてであるが、資料4の3頁に(2)「男女共同参画の視点に立った学校教育の推進」とあるように、学校では性教育やエイズ教育に取り組んでいるが、これらの授業ではDVについては触れられていない。男と女を意識し始める5・6年のうちから、DVについても教えていく必要があるのではないかと感じている。